

---

## 特 集 I

---

### 第12回厚生政策セミナー

#### 超少子化と家族・社会の変容—ヨーロッパの経験と日本の政策課題—

## 超少子化と家族・社会の変容

### —セミナーの概要とパネルディスカッション—

高 橋 重 郷

はじめに

本号の特集は、2007年12月12日に国立社会保障・人口問題研究所が行った第12回厚生政策セミナー「超少子化と家族・社会の変容—ヨーロッパの経験と日本の政策課題—」において基調講演を頂いたフランチェスコ・ビラーリ教授（イタリア・ボッコーニ大学）、ピーター・マクドナルド教授（オーストラリア国立大学）、ならびに本セミナーにおける課題について問題提起を行った佐藤龍三郎部長の論文を特集として取り上げたものである<sup>1)</sup>。ここでは、このセミナーで行われた講演やパネルディスカッションの概要について紹介し、本特集号に掲載された論文への橋渡しとしたい。

本セミナーの主旨や議論の問題提起は、本特集号の佐藤論文に詳細に論じられるが、ここでは極簡単に記しておく。いうまでもなく日本の出生率水準は1974年に人口置き換え水準（合計特殊出生率でみて2.07前後）を割り込み、持続的な出生率低下が始まった。2005年には合計特殊出生率でみて1.26という極めて低い水準にまで低下してきた。このような日本の出生率動向は、総人口の減少や人口構造の変化、すなわち歴史的に経験されたことのない人口高齢化水準を出現させるものとみられ、わが国の経済社会、特に社会保障分野や経済活動領域に多大な影響を及ぼすことが懸念されている。

一方、こうした出生率の低下傾向は、日本のみならず先進諸国や東アジアの国々に共通してみられる現象でもある。しかしながら、ヨーロッパ社会の少子化現象には多様性がみられる。すなわち、イタリアやスペインなどの南欧諸国にみられる出生率が1.3を割り込む極めて低い水準に低迷する社会もあれば、イギリス、フランスやスウェーデンのように一時の低い出生率水準から、回復の時期に違いはあるものの1980年代半ば以降上昇に向かいつつある国々もある。本セミナーはこのような多様な出生率の変化の傾向を生み出すその背景要因を探り、わが国の政策課題である少子化問題への理解を深めることを目的として企画されたものである。

---

1) 国立社会保障・人口問題研究所『超少子化と家族・社会の変容—ヨーロッパの経験と日本の政策課題—』（第12回厚生政策セミナー報告書）2008年2月5日

## I. 第一部（問題提起と基調講演）

このセミナーは、第一部として本研究所の佐藤部長による問題提起に始まり、続いてビラーリ教授、マクドナルド教授の基調講演、そしてジョシュア・ゴールドシュタイン所長（ドイツ・マックスプランク人口研究所）の追加講演が行われた。

佐藤部長による「グローバルな視点から見た日本の超少子化—その原因と政策対応をめぐって—」と題する報告では、主要先進諸国の少子化について、合計特殊出生率の水準で1.5を境とする「比較的緩やかな少子化国」と「厳しい少子化国」とに分かれる点が強調され、「短期的な変動を別にして、現在出生率が1.5以上ある国は過去に一度も1.5以下に下がったことがなく、また逆に1.5以下に下がった国で、その後1.5以上に回復した国は一つもない」ことが指摘された。そして後者に含まれる日本の超少子化の特徴として、「若い人々の結婚・出産に対する意欲はさほど低下しておらず、結婚・出産の先送りが初婚率の低下、夫婦の出生率低下を招いている」との人口学的認識が示された。そしてその背景要因として「成人期への移行の遅れ」、「若い人たちの間に雇用の不安定化と将来への不安の広がり」、「子育ての経済的・心理的負担の大きさや、就業継続と出産・育児の両立の困難さ」、そして「個人や家族の生活より仕事を優先する企業風土」等の諸点が検討すべき課題として提起された。

ビラーリ教授の「ヨーロッパの超少子化：その原因と意味」と題する基調講演では、超少子化国といわれる出生率が1.3を切る水準に達した国々が、イタリアやスペインに始まり南ヨーロッパ諸国に拡大し、その後中東欧諸国、旧ソ連の諸国、そして日本を含むOECD諸国に広がった人口学的な事実について、その分析結果が説明された。さらに超少子化には二つのパターンがあることが示された。その一つは1990年代に超少子化が現れた中東欧諸国で、人々が子どもを産む時期を遅らせ、2人目や3人目の子どもを産む人々が減少してきたこと。そしてもう一つのパターンは南ヨーロッパの特徴で、この地域の超少子化が「成人期への移行の超遷延化によって起きた」ことや「2人目、3人目の子どもたちを産まなくなった」ことが明らかにされた。

また、ビラーリ教授は、日本と南ヨーロッパの国々が共有している社会経済的側面として「若い人たちが非常に不確実性の高い労働市場に直面している状況にある」こと、ならびに「親と子どもとの間の絆が文化的にもほかの国々よりも強い」という特徴がある点を指摘した。そして第2子や第3子を産まない理由として「仕事と家庭の両立が難しいこと」や「家庭内のジェンダー関係」の問題を挙げた。

一方、近年のイタリア・スペインには新たな変化が起きていることも示された。第一の変化は、これまで低かった「同棲率・婚外出生率・離婚率」が上昇し、「伝統的な結婚観が変化し弱くなってきている」ことが指摘された。さらに二つ目の変化として、子どもを持つ移民の増加によって出生率の上昇・反転の一因となって来ていることが、データに基づいて説明された。

マクドナルド教授の「民主主義社会における出生力政策」と題した基調講演では、日本の現在の低出生率水準が今後も続く場合に生じる将来人口へのインパクトについての分析が詳細に示された。社会にもたらす問題として、日本の労働力人口の減少や技術に強い若年労働者の減少が及ぼす影響が指摘された。とくに「若い技能労働者が不足している国は、…激しい世界経済の競争で勝ち抜くダイナミズムがないことを意味している」と述べ、低出生率がもたらす問題を鋭く指摘した。

さらに少子化に関して、マクドナルド教授は「本来、若い人たちが子どもを欲しいと思っているにもかかわらず、それが実現できず、なおかつその社会のあり方によって子どもを持つことができないのであれば、若い人は幻滅する」と指摘し、「したがって、低出生率の国には社会的な健全性に問題があるのかもしれない」との認識を示した。詳細な論及はマクドナルド論文に述べられるのでここでは深く触れないが、その骨子は少子化の要因として「社会的な自由の拡大」と「経済の再編・統合」という社会と経済の二大変化の結果、「家族を形成し、それを維持する」ことに強い影響が出てきたということを示したことである。そして重要なポイントとして、「社会的な変化、男女平等、労働市場の規制緩和はすべての先進諸国で起きているが、すべての先進諸国で出生率が低いわけではない」ことを指摘し、低出生率と他の緩低出生率の国々の間には「家族政策」に対する価値観の違いがあるという見解が示された。そして政策的な対応について「家族に優しい制度」の導入や、「家族を支援する政策の必要性」についての言及がなされた。

追加講演を行ったゴールドシュタイン所長は「三種類の低出生力」と題して、本セミナーのテーマである低出生力について基本的な人口学的な側面から、出生の先送り（晩産化）のメカニズムや第2子、第3子出生の変化過程の詳細な分析結果を説明した。

## II. 第二部（パネルディスカッション）：テーマに関する討論報告

午後のパネルディスカッションにおいては、前半に本セミナーのテーマに即して、「若者の家族形成条件の弱体化」という観点から宮本みち子教授（放送大学）が、また「グローバル化が出生率に及ぼす影響—日本のケース—」というテーマで大沢真知子教授（日本女子大学）が、さらに「超少子化と新聞報道」と題してマスコミ報道の視点から小畑洋一郎（読売新聞社）が基調講演を踏まえた討論報告を行なった。

宮本教授の超少子化に対する討論では、「雇用の流動化が、成人期への移行や家族形成期の若い世代にどのような影響を与え、それが出生率低下とどのように関係しているか」について、日本の青年期から成人期への移行の時代区分と類型化によって分析結果が示された。その中で、現代の若者世代の特徴として「若者の失業や不安定な雇用、婚姻率の低下、離家できない若者や結婚できない若者の増加」がみられるとの認識が示された。また急速に進む少子化の結婚パターンからみた社会モデルを「未婚期の自由度」と「消費水準の高低」を縦軸に、そして結婚後の「家庭における性別役割分業度」を横軸に分類し、現代の日本の社会モデルは「未婚—既婚断絶型」であると指摘された。

この5～10年の若者の雇用市場と若者の仕事の変化については、「日本の社会は、会社福祉という特徴があり、学校を卒業すると、ほぼ完全に会社が若者を新期採用で抱え、その生涯を保障していく仕組みが1990年代まで機能していた」と指摘した。そして「企業が雇用している労働者、とくに妻子を養う責任のある男性に対して家族賃金を払い、企業福祉が家族の生計を支えるという構造が崩れつつある」との見解が示された。そして政策課題として、「若者の生活基盤を安定させることが極めて重要で、人生前半期の社会保障をいかに強化するかということが現在の課題である」と主張された。

大沢教授は、「グローバリゼーションが出生率に及ぼす影響－日本のケース－」と題して討論を行った。労働経済を専門とする大沢教授は、これまでの研究から「経済のグローバル化が先進国一般において、非正規労働者あるいは非典型労働者の増加の要因になっている」ことをまず明らかにした。そして10数カ国の比較研究から、グローバル化にうまく対応できている国と対応しきれない国があり、「仕事と生活のバランスがとれる働き方を生み出した国は、グローバル化にもうまく対応しているという結論が見いだされた」との分析結果が示された。そして、「2000年に出生率が回復している国では、臨時労働者の増加は少なく、常用的なパートタイマーが増加、あるいは、アメリカやデンマークでは、パートタイマーそのものの割合の低下が見られる」と指摘し、「出生率と女性の社会進出との関係は、単純に負の関係が見られるのではなく、労使関係の在り方、性別役割分業の在り方、またはそれを前提として作られた税制度や社会保障制度などが各国の子育てコストに異なった影響を与えて、出生率のトレンドを形成している」のではないかとの考え方が示された。

そして、「出生率の回復を見込むためには、正社員の働き方に選択肢を増やして、子育てと就業の両立が可能な環境を整えるとともに、社会保険の適用において、雇用形態間の差をなくしていくような仕組みを整えることが重要」との論点を示し、このような環境を整えるための施策展開の動きとして、政府における「ワークライフバランス憲章」や「同行動指針」の策定について紹介された。

小畑部長は、マスコミ報道の視点から「超少子化と新聞報道」と題して討論報告を行った。少子化を取り上げるマスコミ報道が近年非常に多くなってきている現状を踏まえたうえで、マスコミ報道の視点として「出生率の低下を前提に、社会保障制度の再構築を図る必要がある」ことや「出生率低下に歯止めをかける施策が急務であるけれども、決定的な妙手はない。幸せに暮らす親子を増やすことが出生率の回復につながる」という考え方から報道に取り組んでいることなどが紹介された。そして、少子化報道の注意点として「結婚・出産は個人の自由であって、これは個人の人生観なり価値観に基づいて選択がなされるべきで、国家、ましてやメディアが口を出すものではない」という観点、そして「子どもたちは日本の経済や社会保障を支えるために生まれてくるわけではなく、国家という枠組みを維持するためだけの少子化対策」という観点から報道して行くべきではないという点が指摘された。

そして、小畑部長はマクドナルド教授の言葉を引用し「社会を健全にすること、社会を

健康にすることが結果的に少子化対策・家族政策につながること」そして「社会を健全化して、健康にして、それでも少子化が続くのであれば、その少子化に合った社会を作っていく」ことが重要との見解が示された。

### Ⅲ. 第二部（パネルディスカッション）：全体討論

午後のパネルディスカッションの後半では、再びビラーリ教授とマクドナルド教授が加わり、議論が深められた。後半では、大きく分けて、(1)超少子化の人口学的動向、(2)超少子化国の家族と社会の変化、(3)出生促進策の妥当性や超少子化国における政策のあり方、という順で議論が展開された。ここでは、その議論から得られたポイントや論点を紹介しておくことにしたい。

#### 1. 超少子化の人口学的動向

##### (1) 出生率の分類基準値について

今回のセミナーでビラーリ教授は、合計特殊出生率でみて1.3未満というところに力点を置いて少子化現象を議論し、一方マクドナルド教授は、1.5未満というところに着目し、低出生率の問題を議論展開した。

この分類基準については、①ビラーリ教授は、どちらの数字が正しいということではないが、1.3というボーダーラインを使った場合、イタリア、スペイン、あるいは中東欧などの出生率の低下を示す水準値としての確だったことを理由として上げた。②マクドナルド教授も、数値自体に違いがあるのではなく、1.5を使って国をグループ分けしたら説明が分かり易かったことを指摘した。さらに③より重要な点は、一般的に人口学者の間では、長期的な目で見れば、出生率は1.7程度が必要だと理解されていると指摘し、1.7という水準も分類する際に重要な基準であることが指摘された。

##### (2) 「低出生率の罨」について

人口学者のルッツ教授が指摘した「出生率が低くなると、多くの人々が子どもを産まなくなり、その行動が拡大再生産され、一層少子化が進行する」という考え方、すなわち「低出生率の罨」について、すでに超少子化と呼ばれる国々では、そのような事態に陥っていると見ることはできるのかという問いに対して、ビラーリ教授はその考えに否定的な見地から「人口学者が言うところの時間効果、タイミングの効果があるので、一時的に出生率は低く見えるかもしれない」と指摘し、「本当についに産まなかったというのではなく、産む年齢が後になったのかもしれない。1.3を下回る出生率になっていても、長期的にはそこまで下がっていないことはあり得る」という見解が示された。

##### (3) 「出生率の反転上昇の可能性」について

ビラーリ教授は、コーホート出生率を見るとテンポ効果があり、現在のピリオッドベースの出生率は極めて低く出すぎていて、それは潜在的にはある程度反転していくという見解を示した。そして、次の諸点もあわせて指摘した。すなわち、①テンポ効果やタイミン

グ効果を考慮しても、少なくとも推定によれば1.3の国が1.8になることはないと考えられること。②出生率が1.3から1.5へ上昇するということがあるかもしれないが、それには遅く産むということが止まり、もっと早く産めばという条件があること。③イタリア、スペインでは、出生率が、回復、反転を見始めているが、晩産化が続いているので、それは晩産化の罫とつながっているかもしれないこと等である。

## 2. 超少子化国の家族と社会の変化

パネルディスカッションの議論の二つ目は、超少子化に陥った国々の家族と社会の変化についてであった。

### (1) 「経済的リストラ」と「社会的リベラリズム」

宮本教授は「経済的リストラ」に関して次のような指摘をした。①この5～10年の間で日本は規制改革を大規模にやり、経済的リストラを行ったが、その結果②極めて不十分な形で労働市場の流動化が進み、正規雇用と非正規雇用、あるいはフルタイムとパートタイムの間に極めて大きな格差が生じた。一方③それらに対する保障やセーフティネットの改革なしに経済的リストラや雇用の流動化が進行している。

また「社会的リベラリズム」に関して①日本では将来のリスクを回避するために、女性が自己投資を徹底し、結婚を回避していくような現象は極めて限定された段階で、②晩婚化する状況に関して、自分の人生行路をきちんと作り、その中でリスクを回避するために自己投資を優先させるという意識的な営みというより、むしろ状況が整わないために晩婚化が進んでいく傾向がみられるのではないかと、という点が指摘された。そして、経済的リストラと社会的リベラリズムの二つの組み合わせが、日本の場合にはまだ極めて不徹底であるために、結果としては家族形成が立ち行かず、子どもが生まれないという状況にあるのではないかと考え方が示された。

大沢教授は、日本を含む東アジアにみられる少子化の背景要因として、①正社員を中心とした働き方が変わらないことや②製造業を中心として、輸出主導型の急速な経済発展を遂げたことを指摘した。そして③社会の仕組みそのものがものづくりに適した土壌を持っていたこと。そのような社会経済的、文化的条件の中で「サービス経済化、経済の情報化、そして高付加価値の製品を生み出すという新しい局面の社会が出現したときに、意識や組織、そして国の社会制度も含めて、まだ対応し切れていない状態にある」との見解を示した。また、「経済のグローバル化の中で突然コスト競争に迫られて、古い仕組みを残したまま競争力を保とうとする場合、合理的な方法としてはコストを削減せざるを得ない」ことを指摘し、「正社員の採用を抑制した結果が、1990年代に起きた非正規化なのではないか」との解釈が示された。そして、大沢教授は、「新しい経済状況に対して社会を組み立てていく、うまく適応していくことができれば、…出生率の回復は大いにあり得る」というみかたを示した。

### (2) 同棲・離婚・婚外子などの家族形成の多様化について

司会者からビラーリ教授へ次の質問がなされた。ビラーリ報告の中で近年イタリアでは

同棲が増え、婚外子が増え、結果として出生率回復も若干起きているという指摘があったが、そのことは、イタリア社会では、将来へのリスク回避として家族形成を控えるということが行われていないと理解できるのであろうか。

これに対するビラーリ教授の説明は、「イタリアでは、結婚については晩婚化が続いているが、出生率はその動きとは別に推移している」というものであり、結婚の増加が起き、次いで出生の増加が起きるといった関係とは違う形で、イタリアの出生率回復が起きていることが説明された。そして、こうした現象がイタリアの中でも最も裕福な地域で、顕著にみられることが指摘され、それらの地域で出生率が上がり、婚外子が増え、婚外出生率が平均よりも高くなっていることが明らかにされた。

マクドナルド教授は、イタリアの同棲や離婚の変化に関連して「第2の人口転換と呼ばれる北欧における結婚や同棲等の行動変化の影響を受け、それがヨーロッパ全域に波及してきた」と指摘した上で、「日本、もしくは東アジアで起きるとも思えない」という見解を述べた。さらに、「個人志向の社会機構」と「家族志向の社会機構」という考え方から、低出生率の問題を説明した。つまり、「個人志向の社会機構」が広がる中で男女平等についての考え方は、教育や労働市場において大きく変わったにもかかわらず、「家族志向の社会機構」すなわち家族の中の男女の位置付けは今までとあまり変わっていないという認識を示した。そして「日本においては税による所得の移転も個人志向ではなく家族志向で、女性が仕事をするには、税制上もデメリットがある。つまり、個人志向の社会機構と家族志向の社会機構の間で分断がある」と指摘し、家族志向の強いところで低出生率が続いているのではないかと解釈を示した。

大沢教授からは、労働経済学の観点から少子化と家族形成の多様化について、次のような解釈が示された。すなわち「家族志向」という側面について①伝統的な価値観が、例えば年功的な賃金やパートタイマーの処遇に大きく反映されてきた。②夫の賃金は生活を保障するため、家族を養うための家族賃金で、妻は家族を養いながら働く、働き方が調整できる補助的なものという、男女の分業と雇用形態における処遇の決定はコインの裏と表の関係であった。しかしながら、「個人志向」に関して①サービス経済化の中では共働きで働くことが必然的になってきたこと。②「家族を男性と女性とで育てながら働ける」働き方を対価としてもらうという形で、新しい処遇体系を生み出していくことが必要になった。そして、③個人が主体となって生きることが望まれていながら、実際に働いてみると労働時間が非常に長く、拘束的に働かざるを得ないので、なかなかそれが実行できない。したがって④個人志向に移りたいと思っても、なかなか移れない。そこで、働き方を変えることでそれを可能にできるのではないかと考え方が示された。

### 3. 出生促進策の可否と少子化対策

日本は1990年の1.57ショック以来、概念的には出生促進策に近い政策を行ってきた。とくに、市町村などの自治体では、相当熱心に出生促進策を実施し、例えば第三子出生に対する出産祝い金の支給や、新婚家庭に対する住宅供給の優遇、あるいは市町村による公

営お見合いパーティの開催等、積極的な出生促進策が行われてきている。

こうした出生促進策は、そもそも先進諸国において、あるいは民主国家において、どのように考えればよいのであろうか。シンポジストの方々から議論の中で出された発言のポイントは次のようなものであった。

- (1) 民主的な社会では、いつ子どもを産むのか、何人産むのかは個人の権利に任せられるべきである。
- (2) 成熟した社会であれば、幸福で安心感があって、自分たち（カップル）の福祉の状況がよいときに産もうとする。したがって、個人の福祉が促進されるべきである。
- (3) 出生にかかわる第3番目の当事者は子どもで、よりよい政策は家族のため、とくに子ども向けのものが良いのではないか。
- (4) 生まれてきた子どもに優れた経済、社会的な暮らしの環境を提供すべきである。
- (5) 出生率が下がっているのは家族への支援や労働政策に問題があるので、政策の焦点は家族支援になるし、労働政策に向かうべきで、出産を促すというたぐいの政策ではない方が良く思う。
- (6) 新しい社会保障政策ともいえるものを考えて、副次的な作用として最終的に出生率も上がるかもしれないという政策が大事である。
- (7) 子ども志向の政策の視点から、多くの先進諸国が抱えてきた子どもの貧困に対する取組を日本でも本格的に行うべきである。
- (8) 子どものウェルフェアを保障するために社会が支援をする。それが結局、親の子育て負担を軽減させながら、よりよい親子の関係性を作っていくことにもなる。
- (9) 若い大人を対象にするサービス提供の仕組みが必要である。
- (10) 極めて個人化する社会の中で、よりどころのない世代に対して、よりどころを作る新しい仕組み（彼らが自分自身の生活基盤を作るために重要な条件）が必要である。
- (11) 家族支援という言葉が日本で使ったときに、それに対する抵抗が強いのは、家族集団を維持するための支援だという印象がある。
- (12) 夫婦のコンフリクトに対するサポート、あるいは、思春期の親子関係に対するサポートなどに分解し、家族集団支援ではなく、個別具体的な政策なり対策が考えられる。そのことがひいては家族という集団をむやみに解体させないための条件になっていくのではないか。
- (13) 社会システムが時代に合っていないところに問題があり、両立支援策だけではなくて、社会全体の仕組みがうまくいっていないのが問題である。
- (14) 仕事・家族を含む人間関係や社会活動（社会貢献）を行う個人が中心の社会をサポートするような、新しい社会に移行して行く必要がある。
- (15) 個人が自立していけるような社会やセーフティネットを作っていけば、今のように生活に対するあいまいな不安が払拭されていき、子どもを育てたい、子どもが欲しいと思う人が産める社会になっていくのではないか。
- (16) 国の枠組みを維持するために子どもを産んでくださいと頼んでも、産むわけではない。

生まれてくる次世代の幸せを考えて、働き方にしても、治安にしても、環境にしても、雇用にしても、本当に健全な社会を作っていくことが、結果的に子どもがそれほど減らないことにつながるのではないか。

以上、掲げた項目は、出生促進策に関して、議論のなかでパネリストの方々から出された意見をランダムに拾ってみたものである。発言に共通するのは明示的な出生奨励策には否定的な考え方が共有されていたことである。

さらに、それらを総合すると今回のパネルディスカッションの基底にある考え方は、個人や夫婦（パートナーシップを築くカップル）が人生のライフステージのそれぞれの段階で、適切な社会的なサービスを受けながら、あるいは社会的セーフティーネットに守られながら、働くことと生活の調和が実現されることによって、豊に暮らせる社会が実現できるのではないかというものであった。そして、議論を通じてそのような社会へと変化して行くことが少子化問題への解決への糸口に繋がるということがみいだされたと言えよう。

#### IV. まとめにかえて

「超少子化と家族・社会の変容」と題して行った第12回厚生政策セミナーは、長時間にわたる基調講演とそれに続くパネルディスカッションにかかわらず、多くの参加者を得て、実りある多くの議論ができたものと考えている。本概要報告では、議論の詳細を記述できなかったが、本特集号ではその一部を紹介させて頂いた。とくにパネルディスカッションの部分は大幅に割愛したため、パネリストの発言は必ずしもその主旨を十分に反映されたものになっていないかも知れないが、かりにそうであるとすれば、その責は、本稿の執筆者にあることをお断りしておきたい。

最後に、本セミナーに貴重な講演やパネルディスカッションにおいてコメントをいただいた先生方に心から感謝申し上げるとともに、本セミナーが日本の超少子化問題の議論を深めるうえで端緒となることを願う次第である。